

平成24年鞍手町議会第3回定例会会議録（第3号）						
平成24年 6月13日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成24年 6月13日 午後1時00分					川野高實
	閉 会 開 議					議 長
	平成24年 6月13日 午後1時46分					川野高實
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	出席 13人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 0人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	3	星正彦		4	仲野守	

職 務	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	鯨坂健二	出欠	病院事務局長	中野眞路	出欠
	税務住民課長	藤原光徳	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成24年第3回鞍手町議会定例会議事日程

6月13日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第42号 鞍手町印鑑条例等の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第43号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第44号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第45号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成24年度固定資産税の課税免除
- 日程第5 議案第46号 消防防災通信基盤整備費補助事業 鞍手町防災行政用無線施設整備工事請負契約の締結
- 日程第6 議案第47号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第7 議案第48号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第8 議案第49号 宮若市外二町じん荼処理施設組合格約の変更について
- 日程第9 議案第50号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）

平成24年6月13日（第3日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第42号 鞍手町印鑑条例等の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第42号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第42号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第2 議案第43号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第43号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第43号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第3 議案第44号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算第2号を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の9頁をお開き下さい。

2款 総務費から4款 衛生費について9頁から10頁まで質疑をお受けします。

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

9頁の総務費 一般管理費で児童手当システム改修業務委託料が上がっております。それと10頁の民生費 5款の両方に児童手当システム改修業務委託料が上がっていますが、二本立てになっている理由を教えてください。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

総務費の方で上げておりますのは、職員の関係の分であります。もう1つの方で上がっているのは一般住民の方の関係のシステム改修で、給与システムの改修が必要になりますので、その分で総務費に上げております。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。6款 農林水産業費から10款 教育費について10頁から11頁まで質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

11頁、商工費のバス停留所等改修委託料、具体的な中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

このバス停留所等改修委託料については、すまいるバス等については昨年10月から実証運行を行っておりますが、想定いたしましたまちなか線及びもやいたクシーについては大変利用が少ない状況になっています。6ヵ月を経過しました本年3月末から4月上旬に掛けて、町民720名を対象にアンケート調査及びバスに実際に乗り込みまして利用動向調査等を行っております。

調査の結果、利用者、特に高齢者等については、乗り継ぎをする方法が大変不便だというご意見や、事前予約制度が大変面倒だというご意見を頂いております。

これらの意見を受けまして、現在地域公共交通活性化協議会におきまして、本年10月からの見直しについて現在協議、検討を行っている状況でございます。

具体的な路線については、現在協議、検討中でございますが、調査の結果のご意見を参考にして、現在の往復型のまちなか線ともやいたクシーを組み合わせた方法ではなく、バスについては主要公共施設を巡回するような方法に見直すこととしておりますので、その新たなバス停留所が必要となりますので、その経費を計上しております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

随時利用しやすいように見直していくというのはいいのですが、それは10月からの分ではなくて、今回補正に上げた分はいつからするのですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

今回の補正で上げたものは本年10月からの見直し分のための補正の内容となっています。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

10月からの見直しですが、今アンケートをとって実際に乗ってみて、その改良の中で出た意見を網羅した分がこの補正だということでしょうか。後は10月からの見直しまでは会議しなくて、それで終わりということですか。この補正自体は10月からということですが、額として上がっていますね。それで10月からの見直しというのは主要な公共施設を回るという見直しだけで終わるのか。それともそれまでもう少しアンケートをとって協議がなされて、もう少しここはこうしようとかという新たな具体的に見直すところが出てきた場合の予算とかはどうなりますか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

今回計上させて頂いています予算については、あくまでも事務局の案ということで、バス停の箇所としては25ヵ所分を想定して予算を計上させて頂いております。

ただ、具体的な路線及びバス停の場所等については、現在活性化協議会の中で協議を行っている段階です。具体的な場所はまだ決まっておられません。まだ第1回目の活性化協議会が開かれた段階です。第2回を今後開く予定にしております。そういう中で場所は決定されるという形になっています。

○議長 川野 高實君

他にありませんか。

久保田 正之君。

○9番 久保田 正之君

11頁の8款 土木費の中で治水堤防監守委託料は減額されています。この時期にどうして落とすのかを質問いたします。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

農政環境課で取り組んでおります農地水環境保全向上活動事業の補助金が、今回新たに事業希望調査をしましたところ、新延南区と上木月区が実施するようになりました。そのため11頁の農地水環境保全向上活動支援事業98万6千円を追加補正しております。そのために上木月区と新延南区の監守委託料を減額しております。

○議長 川野 高實君

久保田 正之君。

○9番 久保田 正之君

そうしますと、この監守委託料は単費で付けているわけですね。補助事業の中で一部対応するという事で単費を減らすということですか。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

農地水環境保全向上活動事業の補助金でこの監守して頂くために、その補助金で対応して頂くということになっております。

○議長 川野 高實君

他にありませんか。

次に進みます。歳入に入ります。7頁をお開き下さい。一括して質疑をお受けします。

7頁から8頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第44号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第44号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第4 議案第45号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成24年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第45号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第45号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第5 議案第46号 消防防災通信基盤整備費補助事業 鞍手町防災行政用無線施設整備工事請負契約の締結を議題とします。

質疑はありませんか。

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

議案第46号は契約議案で、関連で申し訳ないですが、行政無線が取り付けられるということを前提に、この行政無線はかなり厳しい運用規定を設けないことには、今全国でも使用

について訴訟問題も起こっております。防災無線に関しては災害時に使用するのが主な目的でございますが、実質的には地域のコミュニティ、行政から子機に連絡する、連絡用に主に使っているのが実状です。音量等で、また使用目的においては、無線法違反にもなりますので、運用規定が厳しいものが設けられていると思いますので、取り付けるのに契約議案が出る以上、これが出来上がるのが約5ヵ月先、次は9月定例会しかございません。出来れば契約議案を出されると同時に運用規定も出されないことには検討が出来ないのではと思います。かなり厳しい運用規定になると思いますので、早めの調査等が必要ではないかと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

防災無線を設置していく上では、無線の利用許可申請というのを出さなければなりません。国の許可を受けることとなります。この許可を受ける上では無線法の中で具体的に、今言われるような規定がきちんと整備されているかということも条件に上がってまいりますので、今後、その運用を始めるまでの間というか、許可申請をするまでにはそういうものを整備して行くと考えております。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

審査を行うには9月定例会しかないわけです。議会の中で運用規定において調査等はいらないのか。それと同時に今子機が約20ヵ所設けられるように、20ヵ所でこの金額だろうと思います。近隣の遠賀町は約50ヵ所です。将来的に増やす予定があるのかないのか。そうすると当然金額に幅が出てくるのでは。その辺2点をお願いします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

今回の防災行政無線については、昨年、避難勧告等の判断、伝達マニュアルというものを作成いたしまして、その中にはハザードマップ、今日区長さんの方にお配りしているのですが、その中で浸水想定区域になっている所、土砂災害の危険地域として指定されている所、こういう所が載っていますが、こういう所を今回の整備では優先して設置するという考えであります。22の地域というのは、ハザードマップで言えば浸水想定区域の中にある、或いは土砂災害の危険性があるという所になります。

当然防災無線ということで考えますと、地震とかそういうものにも対応して行きたいというのがありますが、全域で完全に網羅出来るようになるとなるとかなりの台数が必要となり、非常に大きな額となります。また、維持管理経費も大きくなります。それで災害対策の優先度として考えた時に、風水害対策が鞍手町では、まず一番であろうと。地震対策については

先日も県の方で防災計画の見直しがありましたけれども、その中でも今後30年以内にマグニチュード7.2の地震が起きる確率が0.6%未満ということの報告を受けております。そういう状況を考えた時に、まず、風水害対策、土砂災害対策を優先したということでございます。

運用基準については、県の防災無線等も実際に示されておりまして、更に基準の外に取扱要領とかも定められております。町の防災無線を設置しましても当然そういうものを定めていくということになりますが、実際に議会に諮らなければならないという状況のものではないので、その辺は想定してなかったのですが、あくまでもこの無線の新設は町がして、町が運用するということとなりますので、町の方できちんとその辺は定めていくという方向であります。

子機を増やすのは今後の課題であるということで検討したいと思っております。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

子機が20の予定で配備されようとしています。この防災無線は運用規定の中にもありますし、実際問題として送受信、行政から子機の方に送る、子機の方で受信される方が公民館とか学校で居られるのなら可能かなと思います。公民館には常時人は居られないので、受信はどのように考えておられるのか。これは大きな問題ではないかなと思います。

受け取る側がどのような対応になっているのか。逆にそういうものについては子機20カ所設置になっていきますが、どのような連絡網になっているのか。その辺をお伺いします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

防災無線については、災害が発生した時の初動として避難所への避難と。そういう形で避難される方への情報伝達というのが必要になってくると思います。

その後は避難所との連絡体制という部分で必要になってくると思います。それを今回の補助金では避難所との相互の送受信が出来るようなもののシステムに下さいということが基準として上げられていますので、そういうものに仕上げるようにしております。

実際避難所を開設すればそこに職員が常におるという形になりますので、そこにいる職員と親局なりとの連絡を行うという形になるかと思えます。

○議長 川野 高實君

正確に初めの無線を誰が受けるかを明確に言ってやらないと答弁にならないです。

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

あくまでも避難をされていようとしている方に最初に伝えるというのが防災無線の初動の部分だと思います。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

災害時のことを想定して行政無線を付けるわけです。それと同時に私が言ったのは行政からの行政連絡にも使いませんか。行政無線を付けている所はほとんど使っているわけです。地域コミュニティ、今日は何々がありますからと地域コミュニティにも使っているわけです。行政から子機のところに連絡する時には、必ず送る人がいる。役場内から送る。向こうは受け取る人がおる。居ないと何の意味もないわけです。その辺はどのようにクリアしますか。災害時においても受信者は居るのか。その辺はどのように管理をするのかと言っているわけです。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

あくまでもこの防災無線というのは同報系ですので、不特定多数の住民の方に同時に同じ情報をまず流すということが第1目的としてあります。

その相互通信という部分については、今度は誰でもが、それを使ってということではなくて、例えば役場の職員とかが、そこに配置した時にその人との連絡体制という形で事務連絡等を行うということは可能ということでございます。

一般的に地域コミュニティでそこから発信するということは想定しておりません。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

この工事請負契約については入札結果として配られています。10社の内8社が辞退ということになっています。8社が辞退した理由と、結果として2社で競争入札することになっていますが、2社でも成立するのでしょうか。鞍手町の規定ではどのようになっていますかをお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

今回2社で入札を行いました。入札に参加された業者さん、それから辞退された業者さん、それぞれにどういう状況があるのかという理由を伺ってみました。前提となるのが昨年のも東日本大震災が3月に起きました。その直後に総務省から市町村の防災無線の整備ガイドラインというのが示されておりまして、従来型の一方的に情報をマイクで伝えて行くという方法だけではなくて、複数のルート、情報伝達手段の多ルート化と呼ばれていますが、複数のシステムを併用することによって、複数の伝達手段を確保するような形に今後の仕様はしなさいと示されておりまして。

これを受けまして入札に参加された業者の話では、これまでは多くの防災無線の発注は大手の無線業者に集中していたのですが、その後、業者さん達が持っておられるパッケージ化されたものについては、このガイドラインに沿うためにはカスタマイズが必要ということで、まだ大手の場合はなかなかその辺のカスタマイズに対応出来るまでに至っていないという実状があるという話を聞きました。それから辞退された方々に聞いても、現状としてはまだそこまでの対応が出来ませんので今回は辞退をしますということで、実際に対応が出来るとされたのが2社であったということです。

それと2社で入札が成立するかどうかというご質問ですが、この件に関しては私の方で調べてみまして、地方財務実務提要というものには入札者が1人になった場合の対応についてという見解が示されておりますが、2人の場合というのには示されておられません。1人の場合指名競争入札では発注者側で指名した業者しか参加出来ないことから、実際の入札者が1社のみとなった場合は競争性が確保されないということで、これは問題があるということで入札は不成立とすべきであるとされております。2社の場合は特段示されておられませんので、県の方に確認をしました。福岡県の県土整備部の競争入札の規定ですが、指名競争入札において一般参加者が2人に達しない時は入札を取りやめるものとするということで、2社の場合は実施するということですので、その他の団体にも確認してみましたが、一般的にはそういう形で2社でも指名競争入札は実施するということのようにです。国、県辺りもそういう取り扱いということですので、それに準じて実施いたしました。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今辞退された理由をお聞きしましたが、大手の無線会社はカスタマイズ出来ないからというふうなお話でしたが、そもそも入札に指名する際にそういう情報がなかったのかどうか。むしろこういうようなことが想定されるのであれば、最初からそういう会社でないところを指名して入札に参加させるべきではなかったかと思いますが、その辺はどうですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

具体的にはそういう、辞退をされるという状況があるという情報はありませんでした。それで仕様という部分で今回の場合はガイドラインで示されている部分というのがありますので、従来型の標準仕様では難しいということ踏まえた時に、今回はそういう、2社という形になったと思います。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

この指名入札の会社は選ぶ際の情報はどういう情報を基にして、10社を指名したのかお

尋ねします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

業者の選定については、今回の工事は一般の電気工事ではなくて電気通信工事という形になりますので、電気通信事業者の資格を有する業者が施工することになります。それで指名願を提出されている業者の内、81社が電気通信事業者の資格を有する業者でした。その中で防災無線の工事实績、元請けとしての工事实績のある業者が15社ほどありました。今回、鞍手町の場合は1億1千万円くらいの設計になりますので、1億円を超えるような実績が多数あるというところを指名するというところで考えました。特にこの15社の内の5社については、実績がまだ1件とか2件とかで、残りの10社については多数、少なくとも10件以上はあるというような業者でありましたので、実績としては十分というところで判断をしました。

○議長 川野 高實君

他にありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

大きな工事で電気事業者の資格がないといけないだとか、いろいろあると思いますが、鞍手町での防災無線の工事ということで、勿論こういう会社がしないといけないのですが、同時に町内の業者をどこかで仕事を作ってあげないといけないと思います。分けてするわけにはいかないでしょうが、その辺についてはこういう業者には何らかのお願いということはあるのでしょうか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

今回の場合は先程申しましたように電気通信事業者の資格が必要であるということで、町内の電気工事の業者についてはこの資格を有している業者がいなかったというのがあります。実際、電波の電通試験でありますとか、そういうものについては管理技術者を専任で配置しなければならない工事でありますので、なかなか町内の電気工事の業者の方は難しいという部分があります。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

勿論専門的なところはここがしないといけないと思いますが、例えば支柱を建てたりとか、免許がいらないで出来る仕事とかもあるのではないかと思いますので、そういう部分については是非町内業者を使って頂くということも、今回はどうなっているのかと今後もそうい

うことは言って頂きたいと思うのですが。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

今回落札しました元請けの業者の方には町内の業者をそういう部分で活用して頂けるように推薦はしたいというふうに思います。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

関連で申し訳ないですが、この資料に付いているシステム構成図の中にはエリアメールというところで携帯電話、スマートフォンにメールが行くというようなことが書いてありますが、先日、岡垣町の緊急災害用の試験用のメールが届いたのです。そういうので中身として災害としてどこまでの災害を想定されてあるのか。それとこれはエリアメールですから、近隣の携帯電話とかもってあるところを試験電波のメールを流すのでしょうかけれども、これは登録とかがいるのですか。具体的にどのようにされるのかをお聞きします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

このエリアメールは携帯主要3社、NTTドコモ、auと、ソフトバンクが現在利用可能になっています。昨年の秋にNTTが利用可能になりまして、その後ソフトバンク、今年の春からauがということで、主要3社の足並みが揃ったところで、利用協定を各社と結びまして、現在防災無線を整備する前の現在の段階ではそれぞれの会社のインターネットサイトに入りまして、そこから例えばドコモならドコモの利用者の方に一斉にメールが発信出来るということです。auの場合はauのKDDIのところにおいてということになりますが、今回のシステムを整備すれば1回で3社分がまとめて流せるという形のシステムになっています。

利用者の方では迷惑メールとかを嫌って、特定のメールしか受信出来ないような設定をされている方がいるかと思いますが、そういう方の場合は届かないので、このメールが届くように設定をして頂く必要がありますが、それ以外の方の場合はほぼ、全機種に届くと。鞍手町から発信すれば鞍手町内とその周辺地域の方々にも届くという形になります。

災害の種類としましては、基本的には水害等の避難指示とか、ある程度大きな指示を出す場合という形になろうかと思います。

○議長 川野 高實君

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第46号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第46号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第6 議案第47号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第47号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第47号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第7 議案第48号 福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題とします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第48号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第48号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第8 議案第49号 宮若市外二町じん芥処理施設組合格約の変更についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第49号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第49号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。日程第9 議案第50号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第9 議案第50号は専決第10号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算見込みにおいて、歳入不足が生じたために、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成24年度歳入を繰り上げ、これを充用したものであります。

なお、繰上充用措置は出納期間内に行わなければならないことから、平成24年5月31日付けで専決処分したものであります。

歳入歳出それぞれ1億2524万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ22億5883万5千円といたしました。

以上が議案第50号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしく申し上げます。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第50号について質疑はありますか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

本年度1億2500万円ということですが、23年度の単年度における決算見込みはどういうふうになっていますか。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

単年度の収支としましては、歳入歳出差し引きで約6733万7千円の赤字となっております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

単年度で6千万円を超える赤字ということで、昨年度まで黒字で何年か来ていたのですが、単年度で約7千万円近くの赤字が出たその理由を教えてください。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

歳入歳出差し引きで22年度は270万3千円の赤字に対して、23年度は6733万7千円という赤字の結果となりました。主な原因としましては、前年度と比較しますと歳入では療養給付交付金が2269万円増加したと。そして前期高齢者交付金が8100万円増加

しておりますが、反面国庫支出金におきまして療養給付費等の負担金が約3177万円減額したことで、普通調整交付金が約2429万円減少したこと。共同事業交付金が約2455万円減少したことが上げられます。一方歳出では保険給付費が約5462万円増加したことや、共同事業拠出金が約1291万円増加したこと。そして療養給付交付金の返還が約1902万円となったことが主な理由です。これによりまして歳入では約1500万円の減少、歳出では約5233万円の増加となり、差し引き約6733万7千円の赤字ということになりました。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

金額が増減するのはあるのですが、例えば病気が流行ったとか、それとそれ以外に前期高齢者交付金とかいろいろあるのですが、昨年度はいきなり少なくなったという話も聞きましたが、本年度の見込みとしてはどういうふうに考えているのですか。

医療費については予測が立てにくいのですが、それ以外の部分についてはどうですか。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

まだ正確には見込みが取れません。というのはご存じと思いますが、定率国庫負担が2%を、今度県に回すということで、その配分の仕方がまだ国がガイドラインを見直す最中ですので、まだ決定してないことからなかなか見込めない状況であります。

医療費については風邪とかインフルエンザの季節的なものではなくて、主な原因は病院の入院の負担が横這いであるということで、なかなか減少しなかったのが主な原因となっております。

○議長 川野 高實君

他にありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第50号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第50号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日14日から18日までの5日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日14日から18日までの5日間は委員会審査のため休会

とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 13時46分